

# 臨床倫理について

## 岩見沢市立総合病院 倫理規定

### 倫理規定

岩見沢市立総合病院（以下「当院」という）で働く職員は倫理的配慮の下、患者の人権及び生命尊厳の擁護に寄与することを目的として行動します。

### 職業倫理

1. 病院職員としての義務と責任を自覚し、信用失墜行為のないように努めます。
2. 患者さんのプライバシーを尊重し、個人情報保護法を遵守します。
3. 患者さんに最善の医療が提供できるように自己研鑽に努め、地域の医療水準の向上に努めます。
4. 患者さんの人格を尊重し、医療内容等について十分に説明し信頼を得るよう努めます。
5. 多職種間の専門性を尊重し、互いに助け合い協力して業務にあたります。

### 臨床倫理指針

1. 患者さんの人権を尊重します。
2. 患者さんの自己決定権を尊重します。
3. 患者さんに安全で有益な医療を提供します。
4. 倫理課題に関して院内各種委員会（倫理委員会、行動制限最小化委員会等）での審議結果に従った医療を提供します。

## 患者の権利と責務

### 患者の権利

1. 良質な医療を公平に受ける権利があります。
2. 医療内容である治療法等を自らの意思で選択する権利があります。
3. カルテの開示を受ける権利があります。
4. 診療情報は厳重に管理され、プライバシーは保護されます。
5. 病気や治療について十分な説明を受ける権利があります。

### 患者の責務

1. 良質な医療を行うため、自分の健康に関する情報を正確に提供する責務があります。
2. 手術や検査などは、十分理解する責務があります。
3. 病院内の規則を守り、迷惑行為は慎んでいただきます。
4. 医療費を支払う責務があります。